

平成30年塩尻市議会6月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成30年6月15日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 4号 塩尻市社会福祉センター条例を廃止する条例

議案第 5号 塩尻市デイサービスセンター条例を廃止する条例

議案第 6号 塩尻市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

議案第 8号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 9号 教育委員会委員の任命について

議案第12号 財産の無償譲渡について

議案第13号 財産の無償譲渡について

議案第14号 和解について

議案第15号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳出3款民生費、10款教育費

請願6月第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願

（継続審査）陳情3月第1号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する陳情

○出席委員

委員長	横沢 英一 君	副委員長	平間 正治 君
委員	金田 興一 君	委員	永田 公由 君
委員	中原 巳年男 君	委員	山口 恵子 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局次長	横山 文明 君	議事調査係長	小澤 真由美 君
-------	---------	--------	----------

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから6月定例会福祉教育委員会を開会をいたします。本日の委員会は、

委員全員出席しておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。大変お忙しいところ、委員会を開催いただきましてありがとうございます。私どもから提案してございます条例案件ほか御協議をいただくわけでございます。どうぞよろしく御審査をいただきまして、原案どおりお認めいただければ大変幸甚に存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。本日の日程につきまして副委員長から説明をいたします。

○副委員長 本日は午前中に議案及び請願、継続となっております陳情の審査を行います。委員会終了後、協議会を開催いたします。その後、堀内家の視察を予定しておりますのでよろしくお願いをいたします。なお、審議の進捗を見て出発時間を決めたいと思いますが、おおむね午後2時ごろの出発を予定しております。庁舎南側の正面玄関へ集合をお願いいたします。また懇親会につきましては、午後5時45分からいろいろ網元にて行いますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

○委員長 ありがとうございました。それでは、年度初めの委員会でございますので、職員の皆さんの自己紹介をしていただきます。部長は過日全員協議会で御紹介をいただきましたので、課長級以上の職員についてお願いをいたします。なお、委員には職員の名簿を配付しておりますので、係長については名簿により紹介にかえさせていただきます。それでは、健康福祉事業部からお願いをいたします。

[職員自己紹介]

○委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますように御協力をお願いいたします。また発言に際しましては、必ずマイクを使用していただきたいと思っております。

議案第4号 塩尻市社会福祉センター条例を廃止する条例

○委員長 それでは、議案第4号塩尻市社会福祉センター条例を廃止する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 よろしくお願いたします。それでは、議案関係資料のほうで説明させていただきたいと思っておりますので関係資料のほうをお願いします。34ページになります。

それでは、説明します。議案第4号塩尻市社会福祉センター条例を廃止する条例。塩尻市社会福祉センターを平成31年3月末で廃止することに伴い、塩尻市社会福祉センター条例を廃止するものです。

平成31年4月1日から施行するものです。平成28年に作成してあります老人福祉センター等の今後の運営に関する基本方針に沿いまして、社会福祉センターを3月末で廃止するのに伴うものです。よろしくお願いたします。この後説明します議案第5号、第6号もこの基本方針に沿って行うものですのでよろしくお願いたします。以上です。

○委員長 それでは、質疑を行いたいと思っております。委員の皆様から質問等ございますか。

○永田公由委員 この社会福祉センターは例の重油のところだね。当然解体する予定だと思いますけれども、31年の3月31日まではここを使って今までどおりやっていって4月1日から廃止、順次解体していくという作業になると思いますけれども、解体後の更地にした後は何か利用方法というのは考えておられますか。

○長寿課長 今後の予定ですけれども、31年に解体をしまして、その後解体をしてみてから跡地利用については検討していきたいと思います。重油の関係もあつたりするので解体して考えていきたいと思います。

○永田公由委員 その上に新しい建物を建てるとかそういう予定はないということですね。

○長寿課長 今のところそういう予定はありません。

○山口恵子委員 関連でお聞きしますが、そこは重油漏れの施設で、建物を解体した後多分建物の下にたくさん重油が漏れているのではないかと今まで説明を聞いてきていますが、その重油の対策については、対策を施すのか、施さないのか、その辺はどのようにお考えですか。

○長寿課長 解体してみないとわからないですけれども、解体してみてもやれる処置はとり、その上に土を盛ってある程度平らにした状態では整備したいと思っているんですけれども、そういう形になると思います。

○山口恵子委員 解体してみても現状、現場を見てみないとわからないということは理解できますが、場合によってはそこにまた費用が、重油の処理をするための費用がかかる可能性もあるということでしょうか。

○長寿課長 そうですね、その様子を見て検討していきたいと思います。

○山口恵子委員 わかりました。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

それでは、ほかにはないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 塩尻市デイサービスセンター条例を廃止する条例

○委員長 議案第5号塩尻市デイサービスセンター条例を廃止する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、引き続き議案関係資料の35ページお願いいたします。議案第5号塩尻市デイサービスセンター条例を廃止する条例。塩尻市デイサービスセンターすがの郷及び田川の郷を平成31年3月末をもって廃止することに伴い、塩尻市デイサービスセンター条例を廃止するものです。

31年4月1日から施行するものです。これも先ほどの基本方針に沿って廃止するものです。すがの郷、田川の郷は引き続き社協のほうでデイサービスを行っていただくことになっています。みどりの郷は6月1日から松塩筑の桔梗荘のところのききょうの郷の後を借りてみどりの郷を営業されています。以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第6号 塩尻市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第6号塩尻市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、引き続き資料の36ページのほうをごらんください。議案第6号塩尻市老人福祉センター条例の一部を改正する条例。老人福祉センターすがのの郷及び田川の郷を平成31年3月末をもって廃止することに伴い、必要な改正をするものです。

老人福祉センターすがのの郷及び田川の郷に係る規定を削るものです。

37ページをごらんください。対照表がついていますけれども、現行のほうに第2条で、すがのの郷、田川の郷、北小野老人福祉センターとあるものを、左の改正案のとおり、すがのの郷、田川の郷を削ります。そして、指定管理の者がなくなりますので、指定管理に関する第8条、第9条を削るものです。

36ページに戻っていただいて、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。田川の郷に関しては、個人対象の補助方式で老人福祉センターとしてやっていただく予定でいます。廃止する老人福祉センターの役割は圏域ごとのふれあいセンターのほうに集約する形で進めていきたいと思っております。以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はございませんか。いいですか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第7号 塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第7号塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、39ページをお開きください。議案第7号塩尻市ふれあいセンター条例の一部を改正す

る条例でございます。

提案理由といたしましては、地域における市民の交流を促進するとともに、市民の福祉活動を支援し、地域福祉の推進を図る拠点として、塩尻市ふれあいセンター東部を設置することに伴い、必要な改正をするものでございます。

概要としましては、塩尻市ふれあいセンター東部の名称及び位置を定めるものです。

次のページをお開きください。条例中第2条に、ふれあいセンターの名称、位置について、ふれあいセンター東部の名称と位置を追加するものでございます。

この条例につきましては、平成31年4月1日から施行するものです。

なお、今後の予定でございますが、本議会終了後、議決されました後、指定管理の応募期間を6月25日から開始したいと予定をしております。以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆様から質問はございますか。

○山口恵子委員 ふれあいセンター東部は特に市内の3つの圏域の中でも健康づくりに特化した施設だというふうに今まで説明をお聞きしています。建設に当たり特にその辺重視した点をもう一度お聞きしたいのと、今、ふれあいセンター広丘でも健康器具などを設置していただいて、市民からとても利用が多いというふうに聞いていますが、そのふれあいセンター広丘との違いの部分、運営管理のところに含まれる部分もあるかもしないですけど、その辺特徴的なものをもうちょっと説明をお願いします。

○福祉課長 建物の設計に対しましては、健康づくりということで運動されるという講座もふえる可能性があるということで、お風呂の中にシャワーだけ利用できるという部分を加えました。いきいき健康ホールというホールにつきましては、ふれあいセンター広丘と同様に健康器具を設置しまして、御利用いただけるようにしたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。

私のほうから、ちょっと1点だけお願いします。名称の関係ですけれども、今回だけ東部というふうにつけたのは、普通今まで、山口委員もちらっと言われていたんですが、西部だとか北部だとかそういうような名称がなく、ここだけ東部というふうにつけたのは、何か特別のあれがあるんでしょうか。

○山口恵子委員 広丘と洗馬でしたものね。

○委員長 それか、この際だで直してしまうとかね、洗馬と広丘を。

○永田公由委員 よけいわからなくなる。

○山口恵子委員 混乱しちゃうよね。

○委員長 そうだね、一回もう定着してるでね。

○福祉課長 名称につきましては、地域の皆さんに意見をいただきましてお諮りしました。その中で、塩尻東地区につくるわけなんですけれども、東という地名をつけてしまいますと、この圏域の中に大門地区も入っているということで、ちょっと地域の皆さんから御意見をいただきましたので、東部という形の名前にさせていただきました。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第8号 塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第8号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案第8号塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてをお願いいたします。議案関係資料で説明をさせていただきますので、議案関係資料の41ページをお開きください。まず、1の提案理由でございますけれども、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、こちら厚労省の省令になっておりますけれども、この一部が平成30年4月27日に改正をされたことに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

次に、2の概要になりますが、まず(1)として、代替保育の提供に係る連携施設の確保に関する特例を設けるものでございます。これにつきましては、家庭的保育事業等を行う場合は、現行におきましては、その職員が病気等により保育を提供することができない場合、こういった場合に連携する施設としまして、保育所でありますとか認定こども園、または幼稚園を確保する必要がございますけれども、これにつきましては、連携施設の確保が困難な場合は、小規模保育事業ですとか、事業所内保育事業を確保すればよいこととするものでございます。

次に(2)として、食事の提供に関してでございますが、食事の外部搬入の特例措置として、搬入施設の要件を緩和するものでございます。こちらにつきましては、現行では、施設が自園調理という方式ではなく、外部からの搬入によって食事を提供する場合、保育所、認定こども園、幼稚園といった連携施設、または、関連する法人が運営する事業所からの搬入ということに限定をされておりますけれども、これを自宅で保育を行う家庭的保育事業者に限ってでございますけれども、保育所等に食事を提供している実績があつて、アレルギー対応等ができる市が認める事業者まで枠を広げるものでございます。

次に(3)になりますが、同じく食事提供に関する部分になりますが、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置の期間を、平成36年度末まで5年間延長するものでございます。こちらにつきましては、現行では、食事の提供につきましては原則自園調理となっておりますが、準備期間等を考慮する中で、平成31年度末までの5年間は適応除外となっております。これにつきましても、自宅で保育を行う家庭的保育事業者に限っては、さらに5年間延長し、平成36年度末までとするものでございます。

次に3の条例の新旧対照表につきましては、ページをおめくりいただきまして42ページをごらんいただきたいと思っております。左側が改正案、右側が現行となっておりますけれども、(1)の代替保育の提供の緩和につきましては、左側改正案の第7条の第2項の第1号、2号、それから第3項第1号と2号の部分が該当となります。(2)の食事の外部搬入につきましては、43ページの第17条第2項第3号の部分に記載がございます。また、(3)

の自園調理の猶予期間の延長につきましては、ページをおめくりいただきまして45ページ、附則の第3項の部分に記載をさせていただいてありますのでごらんいただきたいと思います。

ページをお戻りいただきまして41ページ、4の条例の施行等につきましては、公布の日から施行させていただくものでございます。議案第8号については以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆様から質問はございませんか。

○永田公由委員 いわゆる家庭的保育事業者というのは、市内にはどのくらいあるのですか。

○子ども課長 現在のところ、市内にはそういった該当施設はございません。

○永田公由委員 ない。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○山口恵子委員 家庭的保育って保育ママと呼ばれる方も含まれるのですかね。自宅を利用してお子さんを預かるという。多分都会のほうで待機児童の問題があつて、家庭的保育事業などが進められると思うのですが、塩尻市の今後の、ことしは待機児童、塩尻市はないということですかね。今後こういった動きが民間から相談など寄せられているのかどうか、その辺の見通しとか状況などがわかりましたらお聞きします。

○子ども課長 この家庭的保育事業につきましては、事業主体は市町村であるとか民間事業者ということになっております。それから保育実施場所につきましては、今、委員さんのほうからお話がありました保育者の居宅であるとかそのほかの場所を使うということで、認可定員は1人から5人ということになっております。こちらにつきましては、何件かやりたいという御相談等も今、市のほうにいただいております、一応こちらのほうからお話はさせていただいておりますけれども、まだ現実にこちらのほうの設立という部分にはまだ至っておりません。ただ、今、お話ございましたけれども、市内の保育園、特に3歳未満児を中心に非常に希望者が多くなっておりまして、入りにくい状況続いておりますので、この地域型保育事業の中に、この家庭的保育事業もございまして、そのほか小規模保育事業ですとか事業所内保育事業等ありますので、こういった制度を活用しながら保護者の方の要望に応えられるような子育て支援を行っていく必要は今後あるというふうに考えております。

○山口恵子委員 関連で、ちょっと拡大してしまいますが、今後、現在松本市とか安曇野市とかではやはり待機児童が出ていた状況から、企業主導型保育事業とか、企業で保育所を設置していただいて、周辺のお子さんと一緒に預かるというような事業が実際に設置されていますけれど、塩尻市も今後はそういった方法も検討、企業さんと連携をとって検討していただく必要も、今の保育所とか、保育士不足とか、保育園をふやさない、定員をふやさない限り待機児童の問題は免れない状況が、いつもすれすれの状況なので、こういったことも今後将来的に考えていく必要はあるのかなというふうに考えていますが、その点は実際に企業さんと連携をしたり、そういった場面はあるのか、取り組み状況をお聞きします。

○子ども課長 現在市内におきましては、事業所内保育事業ということで昨年度オープンしましたハートフルキッズ広丘保育園がございまして、こちらのほうでも未満児のお子さん受け入れていただいておりますけれども、やはり今お話がありましたように、市内大企業がたくさんございますので、そちらのほうともしっかり連携をとりながら、今後、事業所内保育事業ということで取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、まだ具体的に事業所内のほうの働きかけというのは行っておりませんが、近々のうちにこちらのほうから事

業所に赴きまして、そういった御相談なり相談といったものをしていく必要があるかなというふうに考えております。

○山口恵子委員 いいです。

○委員長 いいですか。

○副委員長 確認だけさせていただきますが、永田委員の質問で、家庭的な保育事業所というのは市内にはないというお答えでよろしかったですね。

○こども課長 はい。

○副委員長 そうすると、概要の(1)にある特例を設けるとか、給食の搬入の枠を広げていくということも現実的にはあり得なくて、条例改正だけしておくという意味でいいわけですね。

○こども課長 今、副委員長さんおっしゃったとおりに、現在該当する事業はございませんけれど、今後こちらのほうまで事業を広げていく必要もあると思いますし、民間からやはり手が挙がってくる可能性もあると思いますので、そういったことに備えましてこちらのほうの条例の改正だけしておくということでございます。

○委員長 ちょっと今の関係で、例えば企業のあれで、そういうふうに拡大していったときに、民間の本来やっている保育園とか幼稚園、そういうところが圧迫されるというようなこと、これから子供たちが少なくなってくる時代になるわけですので、当然それを阻止するためにいろいろ施策を打ってもらっているのはわかりますけれども、そこら辺はどうなんでしょうかね。

○こども課長 現在の市内の保育園の状況申し上げますと、公立だけではなくて、やはり民間の保育園も含めて希望者が多くなっておりまして、なかなか希望のところに入れれないといった状況になっておりますので、やはり遠い将来を見ていく中では子供さんの数というのは減っていくのかなと思いますけれども、現状を見ますと、それと反比例するような形で保育園の入園希望者というのはふえてきておりますので、現状を考えた中でやはりこういう対策をとっていく必要があるのではないかというふうに考えております。

○委員長 そうすると、今ある程度中期スパンであれしたときに、子供たちがある程度今より減っていったということが考えられた、そういう実態になってきたときには、そこら辺はどっちを優先するのでしょうか。それとも、企業の取り組みのほうを少し遠慮してもらおうとか、そのようなことにもなっていくわけでしょうか。本業のほうの衆。

○こども課長 基本的には本業といいますか、本来の専門的な保育部分というのを重視していきたいという考えはございますけれども、そのような状況によりまして、やはりそちらにつきましても状況を見ながら判断していくということになるかというふうに思っております。

○委員長 どうでしょうか。よろしいですか。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号については、議案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に

進ませさせていただきます。

議案第9号 教育委員会委員の任命について

○委員長 議案第9号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第9号教育委員会委員の任命についてお願いいたします。議案関係資料は47ページ、48ページになります。

提案理由につきましては、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。委員4人のうち、石井實氏が平成30年6月21日に任期満了となることに伴い、新たに石井勉氏を適任者と認め、任命しようとするものでございます。教育委員の任命につきましては、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することと規定されております。石井勉氏につきましては、地域の消防団活動、商工会議所の役員、市PTA連合会会長などを歴任され、現在は高出地区の主任児童委員として御尽力いただいております。地域や産業界、学校教育にも明るいことから選任させていただいたところでございます。略歴書は48ページになりますので、御確認ください。以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から質問ございますか。

○永田公由委員 石井さん、私も知っているもので立派な方だと思いますけれど、今まで見ている中で、主任児童委員を兼務された教育委員というのではないように思うんだけれども、その辺については多忙を極めるし、この方はいわゆる事業もやっておられて、大丈夫なんて言い方おかしいけれども、その辺についてはどうなんですかね。

○教育総務課長 私どもも石井さんに御相談に上がったときに、やはり主任児童委員ということ承知していたこともございまして、あと自分のところの自営業のお仕事もございまして、何とかやりくりできないか、できれば我々としては本当にありがたいということで御相談させていただく中で、御家族あるいは職場等々いろいろ御相談していただきました。この中で御快諾いただいておりますので、何とか頑張ってやっていただけるのではないかと考えているところでございます。

○永田公由委員 それ以上いいわ。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 選出の基準というか、その辺お聞きしたいのですけれど、例えば地域性とか男女比とか、その辺も含めて選出をさせていただいているのかとか、その辺お聞きします。

○教育総務課長 選出に当たって考慮させていただいている部分につきましては、今おっしゃられた内容のとおり男女比であるとか、それから地域バランス、あとは今回は違いますが、保護者枠がどうしても1名必要だというところがございまして、そこを考慮させていただいて任命をさせていただいております。ちなみに、現任者の地域バランスで言いますと、地区は片丘地区、それから洗馬地区、それから吉田地区、塩尻東地区となっております。今回退任される石井實氏につきましては洗馬地区ということになっております。提案させていただいています石井勉氏につきましては、現在高出の御住所なんですけれども、もともと洗馬の太田の出身でございまして、消防団の班長まで地域活動としてやられている方でございますので、地域バランスとしては悪くないのか

など思っているところです。以上です。

○委員長 よろしいですか。それではこれより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案9号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号につきましては、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。

議案第12号 財産の無償譲渡について

○委員長 それでは、議案第12号財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 引き続き議案関係資料のほうでお願いします。53ページになります。議案第12号財産の無償譲渡について、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。概要のところですが、譲渡財産は、建物老人福祉センターすがのの郷及びデイサービスセンターすがのの郷になります。種別は、本館と物置ということで、面積は721.72平方メートルになります。相手方は、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会、譲渡目的は、西部地域包括支援センターの設置により、高齢者を総合的に支援するための体制を確保するため、内訳については、参考の下の表をごらんください。なお、土地については、社協に売却ということになっています。私からは以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から質問はございませんか。

○永田公由委員 これ、社協では、建物の内部の改装計画がありましたよね。

○長寿課長 聞いているところによりますと、老人福祉センターで使ったお風呂を改装して、地域包括支援センターの事務所にするというふうになら、聞いています。以上です。

○委員長 どうですか。いいです。

○副委員長 これまで詰めてきてこういう条件で無償譲渡するっていうことは、もう詰めてきている話なんです、無償譲渡についての契約書っていうのはしっかり結ばれるわけですね。

○長寿課長 結びます。

○副委員長 内容についてもどうなるのか、当分の間なのか、10年間なのか、これについての事業は継続するとか、用地は向こう側の物になってしまうんですけど転売はしないと、そういう条件っていうのは当然入ってくるんですね。

○健康福祉事業部長 この場所はですね、市街化調整区域ということでほかの用途はできませんので、契約の中でうたってきます。

あともう一つ、無償譲渡してきますので、例えば老人福祉センターやってますけども改修費用は一切見ないってことで、それも契約の中でうたっていく予定でございます。以上です。

○副委員長 そういったものをきちんと契約の中に示していくとか、締結していくってことでよろしいわけですね。

○山口恵子委員 関連なんですけれど、調整区域っていうことで、今回社協のほうで無償で譲渡するわけですけど、今後建物は調整区域だと今ある既存の施設よりも広くはできないっていうような規定が調整区域にはあったような気がするんですけど、それもここの施設に当てはまるんですかね。それもお聞きします。

○健康福祉事業部長 例えばデイサービスセンター以外のやりました用途変更を行いますけれども、今のところ社協さんはすがの郷、この後出てまいります田川の郷につきましてもデイサービスセンターは継続ですので、事業の継続です。事業自体建物の拡張ってものは今のところ社協さんは考えてないですので、これもずっと今の建物の中で、すがの郷についてはデイサービス継続、この後の田川については老人福祉センターも当分の間はやってきますけども、デイサービスは継続っていうことで拡張は一切考えてないです。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにはどうですか。いいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第13号 財産の無償譲渡について

○委員長 議案第13号財産の無償譲渡についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは資料の54ページをお願いします。議案第13号財産の無償譲渡について。財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容ですが、財産譲渡、土地と建物がありますが、老人福祉センター田川の郷及びデイサービスセンター田川の郷になります。土地のほうは面積が2,703.97平方メートル、建物のほうが813.44平方メートルになります。相手方は社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会になります。譲渡目的は建物の効果的な活用を図るとともに高齢者の健康の増進及び福祉の向上等に資するためということで、参考のところに内訳がありますのでごらんください。田川の郷に関しては先程もお話ししましたが、老人福祉センターの機能は補助方式で続けていく予定です。デイサービスセンターも社協さんのほうで続けていく予定です。私からは以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○永田公由委員 前々からね、田川の郷が建っている土地は地盤がどうのこうのと言って無償で譲渡するっていうんだけど、建物が建ってるっていうことは、本音を言うとうんと軟弱だとか災害の危険性があるっていう場所じゃないところを無償で譲渡するっていうことになると、要は市有財産をただくれてやるっていうことになると思うんだけど、その理由づけっていうのが、地盤が軟弱だからっていうだけで、果たして理解が得られるかどうか部分があると思うんだけど、その辺もう少し、そのなぜ無償で、建物は老朽化しているってわ

かりますけども、土地についてまで、たとえ50万円でも100万円でも、もらっておいたほうがいいような気がするんだけど、その辺はいかがですか。

○**長寿課長** 今後見込まれる10年間の費用というものは試算してありまして、施設を10年間の指定管理で続けた場合、指定管理料が1億7,000万円、大規模改修が必要になりますので、その改修に9,200万円かかりまして、譲渡した場合の運営補助金が10年間で6,800万円ということで、そういうことを比べたときに、やはりそのまま続けていくよりも、譲渡して老人福祉センターの運営を補助していったほうがいいという結論に達しまして、解体費も参考に出してありますけれど2,700万円ほど解体費用はかかるようになっています。

田川の郷ですけれども、本体基礎部分の一部が地盤沈下によって亀裂が見られるなど、資産価値も低下してまして将来的な負担増や大規模改修が想定されるので、土地建物は無償により譲渡したいという結論に達したわけです。以上です。

○**永田公由委員** そうすると、社協は不良財産を抱える形になるわけですよ、逆に言えば。今度無償で譲渡されました、建物が傾いてきました、どうしようっていったときに、また市に泣きついてくるんじゃないの。市で何とかしてよって言って。その辺はどうなるかわからんけれども。だったら解体しちやっったほうがいいような気がするけどさ。部長、どう。

○**健康福祉事業部長** 今は、確かにその建物、水田のところに建てたってということで亀裂が出てまして、ひとつやはり、地盤沈下によって例えばこのまま社協が持ちますと解体費用等がふえていくことがあります。

社協さんは今、デイサービス、あそこ90人ほどの方が利用されておりますので、その方を社協として継続しなければいけないってことを考えておりますので、維持費についてはかなりかかってきますけども、社協さんはデイサービスを継続するために無償で受けたいと。市のほうは老人福祉センターについては団体はふれあいセンターのほうに統合してまいりますけれども、個人は当分の間、老人福祉センター継続していきますので、その辺は補助方式をやっていきますので、先ほど申したとおり改修費用は一切見ませんので、そのリスクを背負った上で、社協さんは無償譲渡を受けてデイサービスを継続して強い希望があるものですから、そういう中で調整する中で、無償ってということで譲渡したいということで御理解いただきたいと思います。

○**委員長** どうでしょうか。

○**永田公由委員** 聞いてると、老人福祉センター分の指定管理だけでいくと補助で年間680万円、10年で6,800万円ってことだから680万円で、今までよりは半分減るんだけど。これ、本当にきちんとした約束事をしておかないと、後々、あそこもいけないんだ、ここもいけないんだ、これは聞いてないんだってようなことにならないように、きちんとした契約なり無償譲渡に関しての覚書は交わしておいていただきたいというふうに思います。

○**健康福祉事業部長** その点につきましては、契約の中で無償でありますので、改修費用は一切設けないということで明記してまいりたいと考えています。以上です。

○**委員長** いいですか。よろしいですか。

これより自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第13号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第14号 和解について

○委員長 次に、議案第14号和解についてを議題とします。説明を求めます。

○こども課長 それでは次に、議案第14号和解についてをお願いいたします。別冊議案関係資料で説明をさせていただきますと思いますので、議案関係資料の55ページをお開きください。

まず、1の提案理由についてでございますが、大変御心配と御迷惑をおかけいたしました、宗賀中央保育園給食室において発生をしました火災につきまして、市が損害を受けた件につきまして相手方と和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

次に2の概要になりますが、(1)の支払いを求める額につきましては、1,350万600円となっております。この内訳につきましては、当ページ一番下の囲み参考欄をごらんいただきたいと思います。損害額の内訳としまして(1)として、焼失建物にかかる復旧工事費として839万1,600円、(2)焼失した備品の再購入費としまして625万3,200円、(3)としまして消火活動に際し生じた建物の床清掃費として3万2,400円、それから(4)としまして、焼失した消耗品の再購入費として、5万5,867円、それから(5)としまして、給食停止中における代替食にかかる費用、弁当を事業者からいろいろ処方していただいた分でございますけれども、こちらが24万8,918円ということで、合計が1,498万1,985円となっております。まず(1)の復旧工事費の一部としまして、賠償額を超える分につきましては、市が加入をしております全国市有物件災害共済会により、117万6,600円が補填をされます。また(4)の焼失した消耗品の再購入費5万5,867円、それから(5)の給食停止中の代替食の費用、24万8,918円につきましては、相手方が既に賠償済みといたしますか、直接負担をいただいて、もうお支払いをいただいている部分になりますので、合計の1,498万1,985円から、今の(1)の一部と(4)、(5)を差し引いた額、1,350万600円が改めて支払いを求める額というふうになっております。

次に(2)になりますが、相手方につきましては、東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社代表取締役社長関口昌太郎でございます。

(3)の事件発生年月日につきましては、平成30年3月7日となっております。

(4)の事件の発生場所につきましては、塩尻市大字宗賀2411番地1、塩尻市立宗賀中央保育園でございます。

(5)になりますが、事件の状況につきましては、同日午後0時5分ころ、宗賀中央保育園給食室におきまして発生させた火災におきまして、給食室の内部等を焼損したものでございます。

議案第14号の3、和解の概要にも明記してございますけれども、賠償金の納入期限としましては、平成30年の8月31日に市の指定する納入方法によりまして支払いをするものとしたしまして、本議会の歳入の補正と

しまして、宗賀中央保育園給食室の火災事故賠償金1,350万円余を計上させていただいたところでございます。議案第14号については以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から質問はございますか。

○永田公由委員 この117万円がいわゆる市が加入している共済から払われたということですが、これはどういう理由ですか。本来なら、失火であれば全額相手方が払うべきものではないかと思うんですけど。

○こども課長 こちらにつきましては、本来ですと相手方が全て支払っていただくことになろうかと思えますけれども、やはり宗賀中央保育園が平成15年建ということで、時間が経過しているということもありまして、その中で、いわゆる古くなっている部分につきましては、やはり補償の対象になっていないという部分がございますので、その損害を超える部分以上につきましては、こちらの損害共済会の保険のほうに使わせていただいたというところがございます。以上でございます。

○永田公由委員 ちょっとよくわからないんですけど、古くなっているものについては補償の対象にならない、こういうこと。

○金田興一委員 時価を超える部分はだめだってことだね。

○永田公由委員 なるほどね。それと、大新東のほうからは再発防止策については、何か示されていますか。

○こども課長 大新東のほうからは、再発防止策ということで新しくマニュアルを、今までもマニュアルというものはあったわけでございますけれども、やはり今回こういう事故がありましたので、しっかり見直しをすることで、マニュアルの再見直しをしていただいて新たにづくっていただいております。それから、今回の場合は、特にガスの元栓という部分についてもかなり重要なポイントになってきておりますので、ガスの元栓の開める開けるというような確認のチェックシートですとか、あるいは赤くしっかりと札をつけまして、ガスの元栓をわかりやすくするような形で、いつも調理員がいつでも目につくようにといったような形で、赤い札をつける等の対策を新たに施していただいております。

○永田公由委員 もう1回いい。それと、いわゆる大新東から派遣されている職員に対して、園長はどの程度の指導ができるわけですか。

○こども課長 やはり園長は保育園施設の代表職といえますか、責任者になっておりますので、普段から給食調理に当たっているいろいろな注意事項については再三お願いをしておりますし、今回につきましても、園長のほうから、もちろんこども課のほうからもしっかり話はさせていただきましたけれども、園長のほうからも今後も注意ということで、しっかり指導等をさせていただいたところがございます。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 3月7日の午後0時5分くらいですか。発生というふうになっているんですけども、聞くところによると、現場を火をつけたまま離れてしまったというふうに聞いているんですけど、その具体的な経過について明らかになっていない部分もあるので、おわかりになったらそこら辺の経過について。経過というか、いつ何時の時点で離れて、その状態がどうであって何時に発見したのか。そこら辺の経過についてお願いします。

○こども課長 係長のほうから説明させていただきます。

○保育担当係長 私のほうから説明申し上げます。3月7日水曜日でございますが、お昼の提供が11時に調理

が終わってございます。3時のおやつ準備のために鍋に油をかけて、内輪をつけたまま、そのまま昼食に入ってしまったと。なので恐らく11時過ぎに油を鍋に投入して火をかけた。午後0時5分くらいに発火ということで報告は受けております。

○副委員長 発見は何時ですか。

○保育担当係長 発見は午後0時5分は第一報なので、それより前には発見されているとは思いますが、具体的な時間についてはまだつかめておりません。以上です。

○副委員長 これはでも、火災起きていて、消防や警察でも調べてあると思うんですよね。その経過について。それを市が承知していないって、当事者である市が承知していないっていうのはちょっとおかしいと思うんですけど、そこら辺については本当に聞いていないということですか。確認もしていないし。

○保育担当係長 大新東から提出されている報告書によりますと、回転釜に油を仕込んで点火後、知ったのが11時50分でその後、休憩のために調理室を後にしたが、発火して、火災報知器が作動したのが12時というふうになっておりますので、チーフが気づいたのがその時点というふうに認識をしております。

○副委員長 何て言うんですかね。自分のところの施設で起こっていることなので、しかも火災ということです。もし何かあったら、児童がけがしたりしたら大変なことになるわけだし、再発防止という意味も含めて、市としても当事者として、きちんとそうした経過について確認をしたり、人ごとではないので相手からの報告だけではなくて、いろんな対策を講じたりすることも、市として、先ほど園長先生の権限の話もありましたけれども、そういうことにもかかわってくる話なので、きちんとした対応をしていただきたいと思います。

○委員長 いいですか。

○副委員長 はい。

○こども課長 ただいま御指摘ありましたとおり、やはりこういったことはもう二度と起きてはいけないという部分でございますし、やはりこういった状況、しっかり把握して、今後の方策に生かしていくということも必要かと思っておりますので、その辺はしっかりまた把握をして、今後こういったことがないように十分注意をしましてまいりたいというふうに思っております。

○永田公由委員 確認だけれど、ここにいた、いわゆる給食調理に携わっていた職員の中で、いわゆる書類送検なり、警察のほうに何か送検されたっていうことはありますか。

○こども課長 そちらについては、こちらもやはり個人の過失ということではありますけれども、そこまでは望みませんでしたので、特に書類送検とかそういった形はとっていただいておりません。

○委員長 よろしいですか。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

ここで11時10分まで休憩をさせていただきたいと思います。

午前11時01分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長 それでは休憩を解いて再開をいたします。

議案第15号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出3款民生費、10款教育費

○委員長 次に進みます。議案第15号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）について、当委員会に付託されております部分についてを議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、別冊の補正予算資料で説明いたします。議案第15号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）でございます。ページは、13ページ、14ページになりますのでお願いします。

まず3款民生費1項社会福祉費2目障害福祉費障害者福祉事務諸経費でございます。総合福祉システム改修委託料53万1,000円につきましては、平成30年4月から施行された障害者自立支援給付制度の報酬改定において昨年度末に国から自治体の審査事務について追加の見直し対応が出されたことに伴いまして、必要なシステム改修のための委託料を補正するものとなっております。

続きまして、3項生活保護費1目生活保護総務費、生活保護事務諸経費でございます。生活保護システム改修委託料237万6,000円につきましては、平成30年10月から施行されます生活保護基準額等の改定に伴いまして、必要なシステム改修のための委託料を補正するものでございます。なおこの生活保護基準につきましては、国が5年に1度定期的な検証を行い、見直しをする改正でございます。私からは以上です。

○平出博物館館長 続きまして、補正予算資料17、18ページをお願いいたします。10款教育費5項社会教育費7目文化財保護費、181万3,000円余につきましては、高出交差点付近にコンビニエンスストアが建設されることになりまして、その周辺地域が埋蔵文化財包蔵地にあたることから、試掘調査を事前に行ったところ、遺跡であることが確認され、発掘調査を実施することになり、今回補正するものになります。なお調査費につきましては、全額原因者が負担していただくことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆様から質問はございますか。

○永田公由委員 生活保護システムの改修委託料の関係ですけれども、当初予算で82万1,000円ついていて、今度補正で237万6,000円になるんですけれども、その大きく変更になった理由とか何かあるわけですか。

○福祉課長 当初予算で計上しました、生活保護システムの改修につきましては、マイナンバー等によりまして、システムの中の様式等の変更が必要になったものでございまして、今回上げるものにつきましては、生活保護の制度の基準額の変更ということになりますので、対応が少し違ってきます。

○永田公由委員 内容が違っていることね。

○委員長 ほかにはどうですか。いいですか。

これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第15号当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号当委員会に付託されました部分につきましては、全員一致をもちまして、可決すべきものと決しました。

請願6月第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願

○委員長 次に、請願第1号義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願の審査を行います。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 委員より御意見ございますか。

○永田公由委員 これ、もし事務局なり、教育総務でわかったら教えてもらいたいたいんだけど、これ毎年恒例のように出しているんだけど、国では一体どういう動きがあるのか、いわゆるもう、やる気がなければこんなの出したって同じような気がするんだけど、その辺はどんなふうにあれですか。

○教育総務課長 請願の内容、私も詳しく見てなくて申しわけないんですが、国のほうでは毎年自治体からもこういった要望が上がってくるかと思えます。何かしら手だてをしたいと思っているのですが、文科省は何せ教員の人件費を抱えているのがメインでございまして、施設系もそうですし、義務教育にかかる費用についても、それ以上はなかなかお金を取りにくいといえますか、取る力がないって言えば失礼かもしれないんですけど、ちょっと弱いのかなと思っているところがございまして、なかなか前に進まないのかなという気はしております。我々としてもできれば現場の教員、正規教員増やすなり、施設の改修なりっていうところにもう少し予算をつけていただけるとありがたいという気持ちはございますけれども、現実はそのようなところじゃないかと思っております。

○永田公由委員 それから事務局の方で、これに関しての県内19市の状況がもし把握できていたら教えてもらいたい。

○議事調査係長 各市ほとんど請願、陳情が出ておりまして、これから審査予定のところも多々ありますが、意見書案等過去に出しているところもあります。

○永田公由委員 これ恒例だで、うちも意見書を出していることで採択ということで。

○委員長 わかりました。いいですか。

それでは、ただいまの意見でございまして採択でどうかと、こういうことでございますが、当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは異議なしと認め、請願平成30年6月第1号につきましては、採択とすることに決しました。

それでは意見書の内容について御意見ををお願いしたいと思いますが、意見書案が提出されておりますので事務局から配付をさせていただきたいと思います。

意見書の案でございますけれども、事務局の方から朗読してもらった方がよろしいでしょうか。いいですか。

〔「いい」の声あり〕

○委員長 そういうことですね。わかりました。

その前に細かい点は委員長に一任ということでお願いしたいと思いますが、内容につきましては異義がないということで、意見書の条項を数字、あるいはその他の整理を要するものについては、正副委員長にお任せを願いたいと思います。そういうことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

(継続審査) 陳情3月第1号 家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する陳情

○委員長 次に継続審査となっております、陳情3月第一号家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する陳情の審査を行います。資料につきましては前回お配りしてありますので、その資料でよろしくをお願いします。

それでは御意見ございますでしょうか。

○永田公由委員 私はこれは不採択にすべきだと思います。というのは、いわゆる家庭教育についてまで公権力、いわゆる法が入り込むということが、いわゆるそれぞれ家庭の事情も違いますし、地域によっても市町村によっても違う中で、一律した法律で縛るということはいかがなものかと。特に本市においては家庭支援室、コミュニティ・スクールとか子ども未来塾とかいった、いわゆるその家庭教育に対しても、相当その支援の体制というのは整っていると思いますので、現段階ではそれで十分だと思います。私は、それよりはこの児童虐待防止とか、先日も5歳の女の子の切ない思いがありましたけれども、ああいったものに対してはやはり児童相談所の体制というものをもっと強化したり、児童虐待、虐待死に追いやった親に対する厳罰、いわゆる懲役の2年3年で出てくるのではなくて、少なくとも10年以上20年くらいの懲役にするような法改正をしていくほうが先決であって、今、この支援法の制定を国に求める段階ではまだないというふうに思います。ですから、不採択ということでお願いをしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。これ、宿題というか継続審査なものですから、できれば皆さんの御意見あればお願いしたいと思うんですが。ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○金田興一委員 今の永田委員の意見に賛成です。

○委員長 ありがとうございます。

○中原巳年男委員 私も今の永田委員の意見と同じで、むしろほかの部分、虐待だとか親としての放棄とか、そういう部分だったら賛成できるんですが、家庭教育支援法っていうことで、それぞれの家庭の事情等もありますので、教育についてそこまで法律で縛ることはないんじゃないかなということで考えています。したがって、不採択と。

○委員長 ありがとうございます。山口委員さん、どうでしょうか。

○山口恵子委員 資料とか内容見させていただきました。また国の法律の概要も見させていただきました。本市

でもしっかりと取り組まれている内容とかなりだぶっている部分も確認しました。それでやはり家庭教育っていうのは、あくまでも家庭からのニーズに応じて家庭を支援していく、応援していく、またフォローしていくって、この立場が一番大事だと思いますので、やはり押しつけとか介入とか、そういうことはあってはいけないということで、さらに別の対策のほうを優先的に取り組んでもらいたいなという思いでいます。

○委員長 ありがとうございます。副委員長どうでしょうか。

○副委員長 近年、特にネグレクトとか虐待、児童虐待っていうのがあって、家庭内虐待、そういうのがあってニュースになっていますから、これに対する対応っていうのは必要っていうことはわかるわけですけども、ここに文言にあるように、家庭はとか家庭教育はっていうことは、要は家庭の中で子どもが親に、そんな小さいときに意見ができるわけがなくて、親のことなんですよね、家庭教育とは言いつつも。親がどうあるべきかっていうことだと思うんで。私はそういう意味では家庭っていうくりにしないで親への対応はしていくとか、そういうところの支援ですかね。全体的な環境を整えていくことが必要で、家庭にまでこういうことを画一的に縛りをかけていくっていうのはいかなものかと思っていますので、皆さんと同様に不採択の方向にしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの御意見の中では全員の方が不採択ということでございますので、陳情3月第1号家庭教育支援法の制定を求める意見書提出に関する陳情につきましては、不採択とすることによるしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは陳情3月第1号につきましては、不採択ということで決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件につきましては審査を終了といたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告等の案文につきましては委員長に御一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきますと思います。

継続審査の申し出

○健康福祉事業部長 継続審査のお願いをいたします。市議会閉会時におきましても福祉行政や教育行政など、さまざまな課題を抱えておりますので、継続して審査をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○委員長 そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。異議なしということでよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。それでは議長にそのように申し出をしておきます。それでは理事者から挨拶があればお願ひをしたいと思います。

理事者挨拶

○副市長 大変慎重に御審査をいただきまして、提案をいたしました全ての議案に対しまして、お認めをいただきまして大変ありがとうございます。審査の中でいただいた御意見につきましては、今後行政の中で生かしていきたいというふうに思っております。とりわけ保育園等の火災に関する事故等の対応に関しましては、今後十

分に、あつてはならないことですので、よく検証してまいりたいというふうに考えております。大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、6月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午前11時25分 閉会

平成30年6月15日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 横沢 英一 印